

公募要項等に関する説明会及び現地説明会における質問及び回答

開催日：令和3年11月8日（月）～令和3年11月9日（火）

番号	資料名	項	項目	質問内容	回答	備考
1	樹木採取権設定申請書について	P13	申請様式3の2（2）	経理の分離とありますが、これをしないといけないのか。	申請者側で、適切に行えると判断できれば当該項目にチェックして下さい。区分の方法は問いません。（今後、市町村から経営管理実施権に係る事業を行う際に必要となります。） なお、樹木採取権の設定を受けた場合に、樹木採取権に係る経理とそれを経理区分していただくものではありません。	11月25日公表
2	樹木採取権設定申請書について	P19	申請様式5の2（4）	国内ツーバイフォーで新規需要開拓しますと書いた場合、生産したら品質等の問題で結果的にツーバイフォーの適材に合わない場合は、どういった対応になるのか。	申請においては、協定を結び計画を組んでいただくことが重要と考えています。実施段階で木材の取引状況について報告をいただくこととなりますので、5年以内に計画が達成することをお願いしていただくこととなりますが、達成状況が思わしくない場合には、その理由等を確認し、必要に応じて調査等の対応を行うこととなります。 なお、供給先の変更も可能としています。	11月25日公表
3	樹木採取権設定申請書について	P24	申請様式5-1ウ	樹木採取区の所在する都道府県内の連携する木材利用事業者等に供給される割合は、川中まででも良いのか、それとも川下まで供給されている必要があるのか。	安定取引協定を締結している川中（木材利用事業者等）に供給される割合を記載してください。適宜取引している場合を除き、川下までは必要ありません。なお、木材利用事業者の定義は、資料1の5ページに記載の通り原木を製品の原材料若しくはエネルギー源として利用している方々になるので、原木を仕入れている製材所などが対象になります。	11月25日公表
4	—	—	造林事業	造林について、一貫作業を契約するタイミングはいつになるのか。	前年度に実行計画を提出していただきますが、造林事業請負契約締結希望時期及び造林事業請負契約完了予定時期も記載していただくこととしておりますので、いつ契約するかはこれらを踏まえて調整しながら決めることとなります。	11月25日公表

番号	資料名	項	項目	質問内容	回答	備考
5	—	—	造林事業	造林は植付けまでとされているが、下刈り作業が含まれないのには理由があるのか。	伐採と造林を一体的に行うことで効率的な事業実施が期待できるため、随意契約で造林部分を契約する仕組みにしていますが、下刈りは一体的な作業とならないため、含めていません。	11月25日公表
6	—	—	収穫調査	基礎額算定林分は調査されているが、採取可能面積を10年で割った場合、調査済み箇所のみでは採取面積が少ないので追加の収穫調査はいつごろ実施されるのか。	実施契約締結後に収穫調査を実施することになります。実施時期は、各種の条件に左右される可能性があります。	11月25日公表
7	現地説明			現地の表示はどのようにしているか。	樹木採取区は、白色ペンキで二重線により表示、基礎額算定林分は、黄色ペンキで二重線により表示しています。	11月25日公表
8	現地説明		別紙4 公募時現況図面	樹木採取区現況図の中で想定伐区ごとの間に薄い黄色で塗られた箇所は何か。	保護樹帯であり、連続伐区でないことを分かりやすく色づけしたものです。	11月25日公表
9	現地説明		〃	樹木採取区現況図に表示されている共通伐区とは何か。	基礎額算定時に近接した伐区で、樹木の採取、林業機械の回送費、共通して利用する作業道などにかかる固定経費を同一とみなすものです。	11月25日公表
10	現地説明			想定伐区どおり伐採しなければならないのか。	想定伐区どおりに行う必要はありません。伐区については、別紙様式12の採取の基準の範囲で樹木採取権者が任意に設定できます。	11月25日公表
11	現地説明			想定伐区どおり伐らない場合、採取可能面積はどうか。	想定伐区を用いて算出した採取可能面積は、権利設定料の算定及び採取面積の上限等の算定に用いた面積であり、実際に採取できる面積は、各種の条件等に沿って決められることとなります。	11月25日公表

番号	資料名	項	項目	質問内容	回答	備考
12	現地説明			既設作業道の拡幅は可能か。 作業道を新設する場合、保護樹帯を通過させても良いのか。	森林作業道作設指針に沿って、関東森林管理局長が定めた特記仕様書に規定されている規格の範囲内であれば、拡幅は可能になります。 また、保護樹帯を通過して作設することもできますが、特記仕様書に適合したものである必要があります。	11月25日公表

樹木採取権者の公募要項V-2 公募要項等に関する質問及び回答

質問受付期間：令和3年12月10日（金）まで

番号	資料名	項	該当箇所	質問内容	回答	備考
1	公募要項 別紙1 樹木採取権設定 申請書作成要領 申請様式5-1：木材安定 取引の確実性	ア	現在行っている協定に基づき取引	申請者の自社工場への供給数量について、社内であるため協定書はありませんが、計画的に山から自社工場（川中）へ供給しているものであるため、「協定に基づく取引量」として扱ってもよろしいか。	素材生産量に対する安定取引の状況を評価するものとなりますので、「協定に基づく取引量」として報告いただいても問題ありません。ただし、計画的に供給していることが分かる資料を添付してください。	12月6日公表
2	公募要項 別紙1 樹木採取権設定 申請書作成要領 申請様式6：地域の産業 の振興に対する寄与に関する事項	5	③国土緑化活動の取組	国土緑化活動の定義を確認させて下さい。通常の再造林事業は「国土緑化活動の取組」の実績に含まれるのでしょうか。	通常の再造林事業は「国土緑化活動の取組」の実績には含まれません。 なお、申請書の提出にあたっては、添付書類として、表彰状・感謝状・各種証明書等の植林活動等の過去10年間の実績を証明する書類、分収林等にあっては契約期間内の契約書（契約の継続が確認できるもの）、名誉オーナー認定書等の写し（認定書発行から5年間有効）等を提出してください。	12月6日公表
3	公募要項 別紙10 基礎額算定林分の選定過程、箇所及び収穫調査結果等	2	基礎額算定林分の箇所及び収穫調査結果等	収穫調査を実施した調査実施機関名を教えてください。	一般財団法人 日本森林林業振興会東京支部	12月6日公表

番号	資料名	項	項目	質問内容	回答	備考
4	公募要項 別紙10 基礎額算定林分の選定過程、箇所及び収穫調査結果等		トラック運搬の起点	<p>基礎額算定林分2025林班へぬ小班について、運材トラックの進入の想定は、現地説明会で駐車した地点まででしょうか。それとも、県道上君田小妻線まででしょうか。</p> <p>基礎額算定のうち、生産の固定経費の計算においても、どの地点を土場（トラック運搬の開始地点）と想定されているか、合わせて教えていただけますでしょうか。</p>	<p>トラックの進入は、現地説明会で駐車した「2025林班と小班」までです。</p> <p>また、現地説明会で駐車した付近に土場を設置する想定で基礎額を算定しています。</p>	12月21日公表
	公募要項 別紙10 基礎額算定林分の選定過程、箇所及び収穫調査結果等		林道等の維持管理	<p>林道や森林作業道のうち、トラック進入可能である道については、採取権者が素材生産事業に入る時点でトラック進入可能な状態に維持管理されている（採取権者側の負担での補修は不要）という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>林道の維持・管理は国の負担において行います。</p> <p>なお、森林作業道に関しては、採取権者側で維持・管理を行っていただきますが、フォワーダ等の林業機械の走行を想定した林業施業用の道として設計しているところです。</p>	12月21日公表
5	公募要項 別紙16		造林事業請負契約	<p>再造林の際の植栽用苗木を、採取権者にて調達することは可能でしょうか。</p>	<p>造林事業請負契約にあたっては、苗木の調達を含めた契約を締結していただくもので、別添1「国有林野事業造林事業請負契約約款」、別添2「造林事業請負標準仕様書」及び別添3「関東森林管理局仕様書」に基づき請負者が苗木を調達することになります。調達にあたっては、事前に森林管理署及び県苗組と調整を行う必要があります。</p> <p>また、苗木の品質、規格については、設計図書に定められたものとなります。</p>	12月21日公表

番号	資料名	項	項目	質問内容	回答	備考
6	申請様式5-1 木材の安定取引の確実性	イ	新規需要開拓	<p>記載例中の計算式によると、新規バイオマス発電所の稼働などで、取引量が大幅に増加した場合は、それが新規需要開拓であったとしても、「計画する量の、取引量の増加量に占める割合」が半分以下となるケースがあり得るという理解で宜しいでしょうか。</p> <p>具体的には、採取区由来の木材は6,000m3なので、全量を新規需要開拓に充てたとしても、取引量が12,000m3以上増加した場合は、割合は半分以下（3点）となるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおり、取引量が大幅に増加する計画とした場合は、樹木採取区由来の木材の割合が低くなることが想定されます。</p>	12月21日公表
7	参考様式		採取希望時期（任意提出）	<p>初年度に、基礎額算定林分以外の林分での素材生産事業の実施を希望する場合、採取権者への希望箇所の樹木料提示時期は何月頃になりますでしょうか。</p> <p>事業着手時期の検討の参考にいたしたく、ご教示いただけないでしょうか。</p>	<p>樹木採取権の設定後最初に実施契約を締結する場合は、速やかに実施契約及び実行計画の案を提出していただき、内容の確認及び承認が得られた後に現地において樹木料の算定に必要な収穫調査を実施することになります。</p> <p>収穫調査がどの程度で完了できるか、それぞれの諸条件（箇所数など）によっても変わってきますので、実行計画（採取箇所や採取開始予定時期等を含む）を作成する段階において、樹木料提示までに必要となる期間をお示しさせていただきます。</p>	12月21日公表

番号	資料名	項	項目	質問内容	回答	備考
8	公募要項 別紙15 樹木採取権運用協定書		別紙5 収穫調査の実施及び樹木料の算定方法	<p>樹木料の算定にあたっては、「近隣の原木市場等における丸太価格（直近1年間の価格を平均。対象となる樹木から生産されると見込まれる丸太に適用。非公表。）を因子として用いる」とのことですが、実際に丸太価格を参照する、近隣の原木市場等の名称をご教示いただけないでしょうか。</p> <p>また、「直近1年間」の認識についてもご教示いただけないでしょうか。</p> <p>（例えば、「算定の前年度の1年間」「算定時の前月までの直近1年間」など。）</p>	<p>特定の原木市場を示すことはできませんが、近隣とは樹木採取区が所在する販売ブロック(茨城県全域)を中心とした地域となります。直近1年間とは、樹木料算定月を含む直近1年間となります。</p>	12月21日公表
9	申請様式5	1	(1) 過去3か年の申請者の素材生産量、木材利用事業者等の木材消費量及び木材製品利用事業者等の木材製品消費量の実績及び目標	<p>木材利用事業者等の木材消費量及び木材製品利用事業者等の木材製品消費量の実績及び目標について、国産材のみの数量ではなく、外材も含む各事業者の全体数量という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>外材を含んだ数量でも問題ありませんが、木材利用事業者については国産材数量の内訳がわかるように記載してください（国産材のみの数量でも可）。</p>	12月21日公表
		1	(2) 過去3か年の木材利用事業者等、木材製品利用事業者等の主製品の生産・販売実績	<p>販売実績は、国産材製品についての実績ではなく、外材製品も含む各事業者の全体実績という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>外材製品を含んだ実績で問題ありません。</p>	12月21日公表

番号	資料名	項	項目	質問内容	回答	備考
9	申請様式 5	1	(3) 社会保険の加入状況	<p>協定締結先から、「保険料の領収書の写し等」の提出の必要性について尋ねられております。上場企業は、基本的には有価証券報告書以外の資料提供を行わない方針です。当該事業者は、上場企業の100%子会社です。</p> <p>例えば、以下のサイトで、社会保険の加入状況は確認可能ですが、これらで確認した情報を添付することでも問題ないでしょうか。</p> <p>厚生年金保険・健康保険適用事業所検索システム (日本年金機構) https://www2.nenkin.go.jp/do/search_section/</p> <p>労働保険適用事業場検索 (厚生労働省) https://chosyu-web.mhlw.go.jp/LIC_D/workplaceSearch</p>	<p>証拠書類については、法定福利費の支払状況が分かる書類であれば、領収書の写しでなくても問題ありません。(ご質問のサイトで確認した情報を添付していただくことで問題ありません。)</p> <p>なお、木材利用事業者、木材製品利用事業者から社会保険の加入状況を求めているのは、樹木採取権者並びに申請書に記載された木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が都道府県に対し申請した場合、これらの者を木材の安定供給の確保に関する特別措置法の認定事業者、申請書を認定計画とみなすこととなっており、このみなし認定に必要な項目であるためです。なお、これらの者については、同法の金融措置等の適用を受けることができます。(詳細は、樹木採取権制度ガイドライン はじめに(3)を参照。)</p>	12月21日公表
		3	木材の安定的な取引関係の確立に関する事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法	<p>川中事業者、川下事業者についても記載が必要とのことですが、各事業者の樹木採取区由来の木材の取扱いにかかる資金の額及びその調達法を記載するという認識でよろしいでしょうか。採取区外由来の木材の取扱いとの区別が難しい資金については、数量按分により樹木採取区由来の木材の取扱い分を算出する、という形でよろしいでしょうか。</p> <p>また、川中事業者、川下事業者についての記載例をご提供いただけないでしょうか。</p>	<p>木材の安定的な取引関係の確立に関する事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法ですので、申請様式5の2(1)の取引について必要な資金を記載してください。樹木採取区由来の木材の取扱い分を区分する必要はありません。</p> <p>必要な資金については、川中、川下事業者については備考3にあるとおり、素材・製品購入費、労賃、コーディネート費等が挙げられます。</p> <p>なお、当該項目は、1(3)の項目と同様、木材の安定供給の確保に関する特別措置法のみなし認定のために必要な項目です。</p>	12月21日公表

番号	資料名	項	項目	質問内容	回答	備考
10	事業者間の協定書の例		第2条	計画年度は、申請様式5（2）の記載例と同様、令和3年度（＝1年度）～令和7年度（＝5年度）との認識でよろしいでしょうか。	計画年度は令和4年度（1年度）としていただいて、問題ありません。	12月21日公表